

# 不燃化特区専門家派遣支援制度のご案内

荒川区では、木造住宅密集地域の一層の改善を図るため、不燃化特区内において建替えや除却に関するお悩みの解決に向け、専門家を派遣しております。

お困りの方はぜひご活用ください。

「今の敷地でどのような建物が  
建てられるの？」

「祖母名義の土地・建物を相続し  
建替えたいけど土地の名義変更  
や税金のことがわからない...」  
といった相談に専門家がお応え  
します。

## 【制度を利用できる地域】

不燃化特区の区域内 裏面に区域を記載しております。

## 【専門家派遣を利用できる方】

以下の所有者等、または上記が存する土地の所有者等

- ・ 築15年以上の木造建築物
- ・ 昭和56年5月31日以前に建築された建築物

## 【制度の内容】

権利の移転や建替え等に関する相談に対し、専門家を**無料**で派遣します。

相談時間：2時間 相談回数：同一年度に5回まで

専門家派遣先：荒川区



## 【派遣できる専門家】

弁護士、税理士、司法書士、建築士、土地家屋調査士、ファイナンシャルプランナー

## 【お申し込みから相談までの流れ】

### ＜必要書類＞

- ・ 専門家派遣申請書
- ・ 既存建物の構造、面積、建築日が記された書類
- ・ 建築所有者又は土地所有者が記された書類  
(建物又は土地の全部事項証明書、  
固定資産税・都市計画税課税明細書等)

専門家派遣の申請 ※1

派遣決定 ※2  
専門家の選定

日程調整 ※3

専門家への相談

申請から派遣まで約2〜4週間

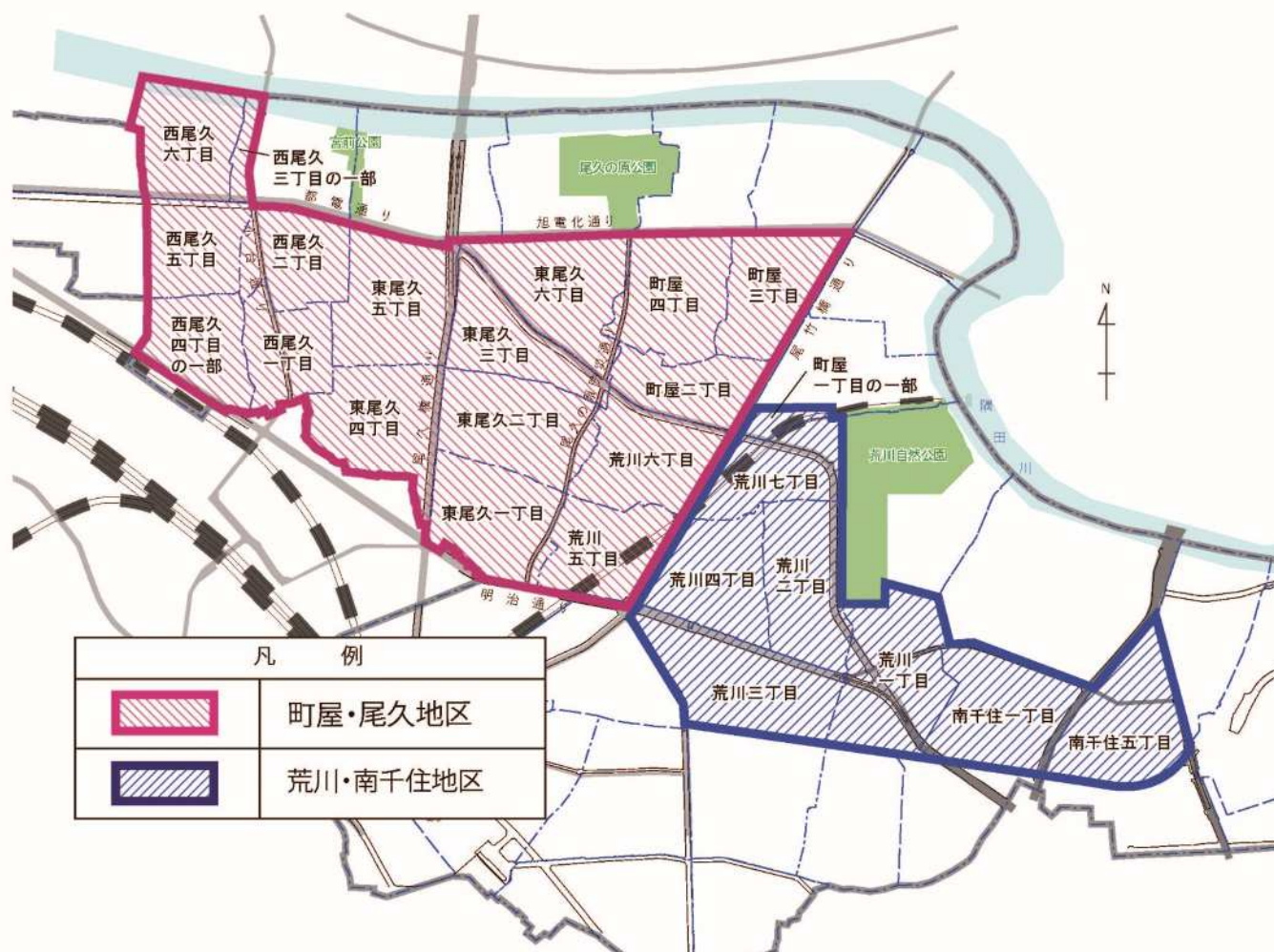
※1 再相談の際はその都度、専門家派遣の申請が必要になります。

※2 区が専門家を選定し、派遣の決定通知をお送りします。

※3 申請の際に希望された日程で調整ができない場合、専門家から日程調整の連絡をいたします。

申請者  荒川区

## 【不燃化特区の区域について】



### 【町屋・尾久地区】

荒川五丁目全域、荒川六丁目全域、町屋二丁目全域、町屋三丁目全域、町屋四丁目全域、東尾久一丁目全域、東尾久二丁目全域、東尾久三丁目全域、東尾久四丁目全域、東尾久五丁目全域、東尾久六丁目全域、西尾久一丁目全域、西尾久二丁目全域、西尾久三丁目の一部（21番から26番）、西尾久四丁目の一部（1番から6番、9番から24番、27番から32番）、西尾久五丁目全域、西尾久六丁目全域

### 【荒川・南千住地区】

荒川一丁目全域、荒川二丁目全域、荒川三丁目全域、荒川四丁目全域、荒川七丁目全域、南千住一丁目全域、南千住五丁目全域、町屋一丁目の一部（1番、2番、19番から21番）

### ＜お問い合わせ先＞

荒川区 防災都市づくり部 住まい街づくり課 防災街づくり係  
電話 03-3802-4319